

聖人の曰く、其事は日蓮も仄かに聞き申してござる、然れども政道已に斯の如くに偏頗あり、其上に涅槃經には法華經の行者は刀杖弓箭を携ふる事を許す、刀杖弓箭を携ひたればとて護衛の外には使用す可からずとござる、是は法華經の行者は必らず惡鬼入其身の者に怨まれる、怨まれた結果は彼等に襲撃せらる、此時の用に之を許すと云ふ意味でござる、時に日蓮が身に於ける今日迄の成行、慥に斯うなつてござる、頼綱の曰く、暴徒の襲撃があらば何故に役所へ訴へ召さらぬか、訴へもせずして武器を貯へ、之を詰問せられて暴徒の襲撃に備ふ、遁辭ではござらぬか、聖人の曰く、去る文應元年の焼討の大亂暴は、訴へ出ですとも御上には疾く御存じの筈、此鎌倉中で誰れ一人知らぬ者なきに、御上には一人の罪人も召捕り玉はぬ、左れば政道は偏頗、日蓮私に防衛するの外に道なしと覺悟し申した、頼綱の曰く、御房は天下の政道には随ひ召さらぬか、聖人の曰く、身は此國に生れたから此國の政道には随ひ申す、然れども心は法華經にござるから正直を本城とするの外に、斯る偏頗な政道には随ひ申さぬ

頼綱の曰く、重ねて尋ぬ、最明寺殿極樂寺殿等墮地獄と申すとは一定でござるか

聖人の曰く、日蓮は申さねども經説は慥に申しござる

頼綱の曰く、極樂寺、建長寺等を焼き拂ひ、良親上人、道隆上人等を由比ヶ濱で頸を刎

よと云ひ召さる事は一定でござるか

聖人の曰く、日本國の大事には換へられ申さぬ、其所以は彼等は佛説に對して小を以て

大を打ち、權を以て實を打つと同一口調を以て御館に詔ひ、御館を惑はし奉つて蒙古の

大賊を誘引す、申さば是れ城の狐、社鼠、其寺を焼き其頸を刎るのは日本國護衛の第

一義でござる、日蓮は決して私の恨みを以ては言上し申さぬ

此時簾内の執權時宗、將軍家を擁して徐々と奥殿に入らんとす、日蓮聖人は是から花た

天下の大事を直諫するは此時だ、此時を措て又た何日か直諫する時があるべきと思ひ居

させ玉ふ所へ此有様、それで一聲たかく簾内に向つて

待せ玉へ御館、日蓮是より天下の大事を言上せん

と、二聲三聲呼ばせ玉ひたけれども、時宗は聞へぬ風で尙も徐々と歩を運んで居る、之を

見させ玉ひた聖人は今は是迄なりと決心し、大喝一聲、北條殿は日本國を亡ぼさせ玉ふか、日本國を亡ぼす者は北條殿でござる時宗は之を聞いて烈火の如くに怒り、振り向き様に一聲ふり絞つて

ふち斬れ 綸言ではなけれども、出ては再び返らぬ執權の語、左なきだに何ぞかして聖人を失はんと待構へて居る平ノ頼綱、之を聞くと早くも宿谷光則に眼で合圖して心にシメた、最早や日蓮は釜中の魚、日ならず正式に召捕つて龍の口で頸を刎んと決心し、わざと一聲するごとく聖人に對して

退れ 此日の有様を明かに証明する者は其外に多くあれども、種々御振舞御書が一番明瞭であれば、今ま其一節を抄録して参考に供ふる事にする 土人、蓋し土人等々由其、蓋し土人等々 土人の小島のぬしらがをござんをおぢては閻魔王のせめをいかんがすべき、佛の御使となりのながらおくせんは無下の人々なりと申しふくめぬ、さりし程に念佛者持齋眞言

師等自身の智は及ばず訴状も叶はざれば、王郎尼御前達にとりつきて種々にかまへ申し、故最明寺の入道殿、極樂寺の入道殿を無間地獄に墮ちたりと申し、道隆上人の良觀上人等を頸を刎よと申す、御評定になにとなくとも日蓮が罪禍まぬがれがたし、但し上み件の事を一定申すかと、召し出たてねらるべしとて召し出されぬ、奉行人の云く上へのおほせかくの如しと申ししかば、上み件の事一言もたがはず申す、但し最明寺殿極樂寺殿を地獄という事はそらごととなり、此法門は最明寺殿極樂寺殿御在世の時より申せし事なり、詮するところ止み件の事どもは此國をおもひて申す事なれば、世を安穩にたもたんとおぼさば彼法師ばらを召し合せてきこしめせ、さなくして彼等にかわりて理不盡に失に行はるゝほどならば國に後悔ありて、日蓮御勸氣をかほらば佛の御使ひを用ひぬ

此御書は御遣しになつた人が光日尼と云ふ女である次に、御筆鋒は他の御書とは稍々弱きに似たれども、事實を証明するには他に勝れたるを以て之を抄録した

第三十三席 國諫 第一

松葉ケ谷の召捕

此日文永八年九月十二日、一昨日問註所より歸らせ玉ひた日蓮聖人は、直に立正安國論の謄寫に着手し玉ひて、漸く昨夜おそく成功したので、外に一通の書を認め、今朝早く平ノ頼綱が私邸に向ひ、時宗への進達を托させ玉ひた、其一通の書は一昨日御書、一昨日は見參に罷り入り悦び入り候（中略）剩へ不快の見參に罷り入る事偏に難治の次第を愁ふる者也、伏して惟みれば泰山に昇らすんば天の高きを知らず、深谷に入らすんば地の厚きを知らず、仍て御存知の爲に立正安國論一卷之を進覽す、勘載する所の文は九牛の一毛なり、未だ微志を盡さざるのみ、抑も貴邊は當時天下の棟梁なり、何ぞ國中の良材を損せん哉、早く賢慮を回らして須らく異敵を退くべし、世を安んじ國を安んずるを忠と爲し孝と爲す矣、是れ偏に身の爲に之を述べず、君の爲め佛の爲め刹の爲め一切衆生の爲に言上せしむる所なり、恐々謹言

文永八年九月十二日

謹上 平ノ左衛門尉殿

此時人は知らぬ、針の穴から天を窺つて居るから、天は綺麗に澄み渡つて居るのみで、黒雲が漲つて頓て大雷雨が襲ひ来る事を人は知らぬ、それで龜山天皇が宸襟を惱まして居させ玉ふ事をも知らぬ、農工商の民が知らぬのは勿論の事、人天の導師たる名を借して鎌倉に跋扈して居る良觀、道隆、良忠等の活如来等が知らぬ、無論時宗、頼綱等の凡俗輩が知つて居さうな道理がない、乃で龜山天皇に對しては宸襟を安んじ奉らんとし、天下に對しては其憂ひを除かんとし、獨り心を苦しめつゝある聖人は、亡國の佞人の暴力に此日松葉ケ谷の庵室で召捕られ玉ひた、邪は正に勝ち得られぬのは最後の事、何とて當分の場合に正が邪に勝れやうぞ、嗚呼日蓮聖人は此日の夕刻、朝の露と消へしめんとする召捕に遭ひ玉ひた、嗚呼日蓮聖人は此日夕刻松葉ケ谷の庵室で召捕られ玉ひた、實は是れ善知識が聖人の本化の肉身たることを證明せん爲の手段であつた、それは兎に角に聖人が之を明記し玉へた御書は、大事な事なりしが故に御遺文中には少なからざれども、今ま二三の御書を

掲げて之を講者の參考に備へやう
 去る文永八年大歲辛未九月十二日御勘氣をかほる、其時の御勘氣のやうも常ならず法
 にすぎてみゆ、了行が謀反ををこし太夫の律師が世をみださんとせしをめしとられしに
 もこわたり、平ノ左衛門尉大將として數百人の兵者にどうまろきせてゑぼうしがけして
 眼をいからす聲をあらうす、大體事の心を按ずるに太政入道が世をとりながら國をやぶ
 らんとせしににたり、たゞ事どもみへず、日蓮これを見ておもうやう日ごろ月ごろおも
 ひまうけたりつる事これなり、さいわいなるかな法華經のために身をすてん事よ、くさ
 きかうべをはなれば砂に金をかへ石に珠をあきなへるがごとし、さて平ノ左衛門尉が
 一の郎黨少輔房と申す者はしりよりて、日蓮が懐中せる法華經の第五の巻を取り出して
 おもてを二度さいなみてさんく、どうちちらす、又た九卷の法華經を兵者ども打ちちら
 してあるいは足にふみあるいは身にまとひ、あるいはいたじきた、み等家の二三間にち
 らさぬ所もなし、日蓮大高聲を放ちて申すあらおもしろや平ノ左衛門尉がものにくるう
 を見よ、そのばら但今ぞ日本國の柱をたをすとよば、りしかば上下萬人あわて、見へし

日蓮こそ御勘氣をかほればおくして見ゆべかりし、
 りとやおもひけん云々(種々御振舞御書)
 去し文永八年九月十二日申の時に平ノ左衛門尉に向つて云く、日蓮は日本國の棟梁也、
 予を失ふは日本國の柱を倒すなり、只今に自界反逆難とてごしうちし、他國侵逼難とて
 此國の人々他國に打ち殺さるのみならず多くいけごりにせらるべし、建長寺、壽福寺極
 樂寺、大佛、長樂寺等の一切の念佛者禪僧等が寺塔をばやきはらいて、彼等が頭をゆひ
 のはまにて切らずば日本國必らず亡ぶべしと申し候了(撰時抄)
 去る文永八年九月十二日に平ノ左衛門尉に數百人に向つて云く、日蓮は日本國の柱なり
 日蓮を失ふはごならば日本國のはしらをたをすになりぬ云々(報恩抄)
 日蓮は聖人にあらざれども法華經を説の如く修行すれば聖人の如し、又た世間の作法兼
 て知るに由て注し置く事是れ違ふ可からず、日蓮は此關東の御一門の棟梁也日月也、龜
 鑑也、日蓮捨て去る時七難必ず起るべしと、去年九月十二日御勘氣を蒙りし時大音聲を
 放つて呼はりし是れなるべし、纒に六十日乃至百五十日に此事起る歟、是は華報なるべ

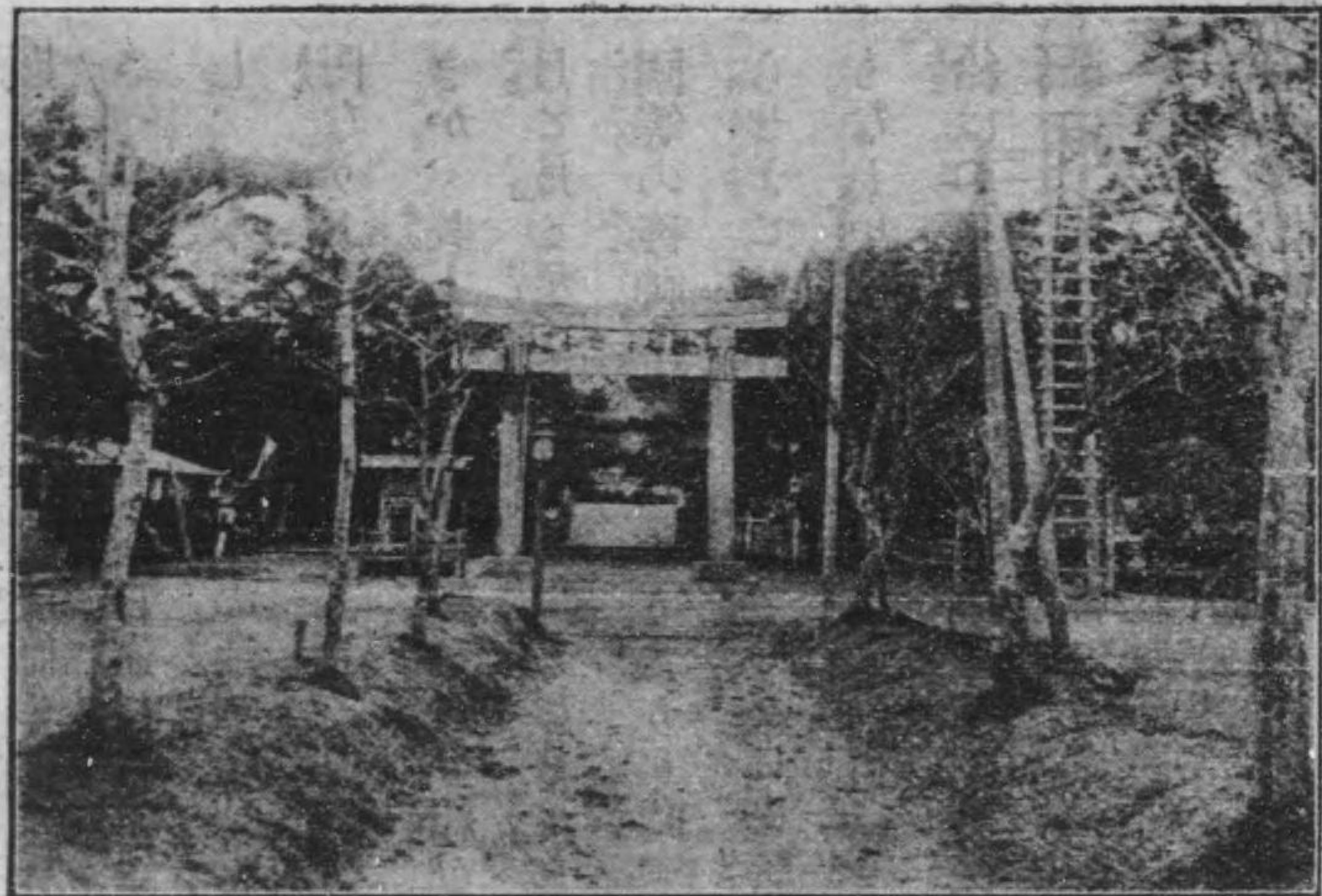
し、實果の成せん時いかやなげかはしからんすらん（佐渡御書）
「註、此御書に續に六十日乃至百五十日にして此事起る歟とあるは、執權時宗と其家兄時輔とが相續争ひして京都と鎌倉と一時に内亂が起りし事なり、委細は塚原問答の項下に於て之を講述すべし」

日蓮聖人は爰に召捕られ玉ひた、而も龍の口に於て頸を刎ん爲であつた、左りながら人は云ふ、只だ一人の瘦法師を召捕らんが爲に天下の棟梁が自ら出馬し、而も數百の武粧の兵を引卒して、餘りに仰々しいではないかと、我は云ふ、斯くせざれば多くの浪人者を召し抱へて居るとか、多くの武器を貯へて居るとか云ふ、良觀等の訴狀の面目が立たぬと、左るにても淺慮、是位で天下の眼を掩はんとは、嗚呼淺慮の極だ

●第三十四席 龍口途上

鶴ヶ岡の大獅子吼

日蓮聖人は今日夕刻に松葉ヶ谷で召し捕れて、武藏前司朝直が邸前に少時し馬を止めら



鶴ヶ岡八幡宮

れ、此處で改めて斬罪の宣告を受け、尋で引立てられ玉ふ若宮小路、鶴ヶ岡の赤橋の前で自ら馬を止め、騒げる警固の武士を静め見物の群集を押し分け、つかんと社前に進んで本社の方をハッタと白眼み玉ひ、いかに八幡大菩薩云々「此事は種々御振舞御書に明瞭なれば、今ま全御書の御文を其儘に抄録して之を文章に代へる事とせん」
日蓮云く、各々さわがせ給ふなべつの事はなし、八幡大菩薩に最後に申すべき事ありとて馬よりさしおりて高聲に申すやう、いかに八幡大菩薩はまことの神か、和氣の清鷹が頸を刎られんとせし時は長一丈の月と

顯はれさせ給ひ、傳教大師の法華經をかうせさせ給ひし時はむらさきの袈裟を御布施に
 さづけさせ給ひき、今日違は日本第一の法華經の行者なり、其上身に一分のあやまちな
 し、日本國の一切衆生の法華經を誘じて無間大城におつべきをたすけんがために申す法
 門なり、又大蒙古國よりこの國をせむるならば天照大神正八幡とても安穩におはすべ
 きか、其上釋迦佛法華經を説せ給ひしかば多寶佛十方の諸佛菩薩あつまりて、HとHと
 月と月と星と星と鏡と鏡とならべたるがごとくなりし時、無量の諸天并に天竺漢土日本
 國等の善神聖人あつまりたりし時、各々法華經の行者におろかなるまじき由の誓狀まい
 らせよとせられしかば、一々に御誓狀を立てられしぞかし、さるにては日蓮が申すまで
 もなしそぎ／＼こそ誓狀の宿願をどげさせ給ふべきに、いかに此處にはおちあわせ
 給はぬぞとたか／＼と申すさて最後には日蓮今夜頭切られて靈山淨土へまいりてあらん
 時は、先づ天照太神八幡こそ起請を用ひぬかみにて候れとさしきりて教主釋尊に申上
 げ候はんするぞ、いたしと思さばいそぎ／＼御計らひあるべしとて又た馬にのりぬ
 嗚呼八幡宮前の大獅子吼、不信の者は恐らくは狂と呼ばん、然れども當時の日蓮聖人に

是位の見識、是位の覺悟がなければ法華經の弘通は爲し得られぬ、僧としては第二席の
 總説に講述した極樂寺良觀始め、北條一門に信の深き道隆及び良忠等がある、俗としては
 生殺興奮を恣にする北條一門がある、其上に平ノ左衛門頼綱、東條左衛門景信等、法華經
 勸持品の二十行の偈がそつくり其儘、場合によつては天照太神八幡宮の御前でも、一大獅子
 吼を行る程の見識、覺悟がなくては法華經の行者とは云はれぬ、爰に至つて日蓮聖人は全
 く神佛以上である、迹佛等は思慮だも及ぶ能はざる所と、數々仰せになつたのが是だ、今
 ま始めて見る所である、左れども此事、餘りに見識が高くて、凡慮には恐らくは妄談と思
 はれんかを按じ、今また改めて會通する諫曉八幡抄
 去ぬる弘長と又た去ぬる文永八年九月の十二日に日蓮一分の失なくして、南無妙法蓮華
 經を申す大科に國主のはからいとして八幡大菩薩の御前にひきはらせて、一國の誘法の
 者ともに笑はせ給ひしはあに八幡大菩薩の大科ならずや(中略)此をもつておもうべし
 道鏡法師稱徳天皇の心よせとなりて國王と成らんとせし時、清應八幡大菩薩に祈請せし
 時八幡の御託宣に云く、夫れ神に大小好悪あり、乃至彼は多く我は寡し、邪は強く正は

弱し、乃ち當に佛力の加護を仰ひて皇緒を紹隆すべし云々、當に知るべし八幡大菩薩は
 正法を力として王法を守護し給ひける也（中略）日蓮云く、一切衆生の一切の苦を受る
 は悉く是れ日蓮一人の苦と申すべし、平城天皇の御宇に入幡の御託宣に云く、我は是れ
 日本の鎮守八幡大菩薩なり、百王を守護せん誓願あり云々
 とあるは慥かな証據であらう、尙ほ出せと云は、幾干でも出すけれども先づ是位でよから
 うから他は略して置て、偕て是より法華經の行者、法華經寶塔品の六難九易に在るが如く
 一方に「若し足の指を以て大千界を動かし、遠く他國に擲んも亦た未だ難しとせず」とあ
 つて一方に「若し佛の滅後惡世の中に於て能く此經を説ん、是れ則ち難しとす」とある位
 の法華經だから、慥に神佛以上でなければならぬ、左れば日蓮聖人が今後僅に數時間の
 後には、此類と此洞と、各々置く所を異にすと云ふ、申さば殆んど生死を分つ刹那の場合
 に在て此大獅子吼ある、所謂刹那の後は我は法華經壽量品の釋迦佛であると云ふ大自覺か
 ら起つた事なのだ、但し御在世も今も法華經の威力に甲乙はない、弘通者は宜しく斯の如
 き大覺悟がなければならぬ、大見識がなければならぬ

私に曰く、法華經法師品の御文の如くならば、一人の爲に密かに法華經の一句を説て
 も釋尊の御使である、釋尊として印度人の釋尊でなくて法華經壽量品の上の釋尊なれば、
 取も直さず我が國釋尊の神靈である、左れば此者は此神靈の御使だ
 已に國體擁護の神靈の御使なれば、假令へ半偈でも一句でも法華經を説く者は涅槃經の
 所謂身輕法重、死身弘法の大決心がなくてはならぬ、若し是なくして法華經を説ば、其
 法華經は説くのではなくて轉るのだ、黃鳥の假聲を使ふのだ
 身輕法重死身弘法とは、身は鴻毛の輕きよりも輕しとし、法は泰山の重きよりも重しと
 し以て己が一命にはノシを貼て投げ出して置て法華經を弘める事だ、範は日蓮聖人の弘
 教二十年に在る、起る所は法華折伏破權門理だ、嗚呼法華折伏破權門理、法華經の弘通
 は此外にない、釋尊の御使と稱され得べき弘通は全く此外にない

●第三十五席 龍口刑場

法華經の大威力

龍の口の御事は人ごとに口にすれども、實は御法難ではなくて法華經が日蓮聖人を以て我が權化であると云ふ事を人に知らせんとしたの大活劇である、是より先き法華經は日蓮聖人が法華經の權化である事を人に知らしめんと、聖人を死地に導いた事は幾度もあつた、松葉ヶ谷の燒討がそれ、伊豆の流罪がそれ、小松原の要撃がそれ、左れども是は各々人為の加護が寧ろ妨害となつて之を一般に知らしむる事が得られなかつた、爰に於て最早や天下の刑場へ引据へるの外はなかつた、是は天下の刑場は人為の加護が妨害と爲る憂ひのない場所なるが故である

日蓮聖人の側から云は、是ぞ凡聖の岐路であつた、御頸が飛んだら本化の再誕とするに足らぬ人、御頸が飛ばなかつたら體かな本化の再誕、そこで日蓮聖人は此事を以て大願成就として悦んで居させ玉ふ、見るべきものは後に掲載しやう

斯る大事な龍の口の御事であるから、ヤレ大地が忽ち震動したとか、ソレ旋風が急に起つたとか、又は太刀が三つに折れたとか、こんな事を云々して私に凡筆を入れるのは却て恐れがある、爰を以て専ら御遺文に任すの公中に如かずとし、以て今ま種々御振舞御書



龍 明瞭なるが故である

人の御ゆいのはまにうちいで、御りやうのまへに

用するが如なれども、大体の上にて自叙傳の體を爲して居るから、他の御書とは比較的

口 つぐべき人ありとて、中務三郎左衛門尉と申す者(私に曰く四條金吾の事)のもごへ

熊王と申す童子をつかわしたりしかばいそ

寺 熊王と申す童子をつかわしたりしかばいそ

此數年が間願ひつる事、これなり、娑婆世界

此數年が間願ひつる事、これなり、娑婆世界

つみとなりし時はねこにくらわれき、或は

めにこにかたきに身を失ひし事大地微塵より多し、法華經の御ためには一度も失ふことなし、されば日蓮貧道の身と生れて父母の孝養心にたらず國の恩を報すべき力なし、今度頸を法華經に奉りて其功德を父母に回向せん、其あまりは弟子檀那等にはぶくべしと申せし事これなりと申せしかば、左衛門尉兄弟四人馬の口にとりつきてこしこへたつの口にゆきぬ、此にてぞ有らんすらんとおもうどころに、案にたがはず兵士どもうちまはりさわししかば、左衛門尉申すやう只今なりとなく、日蓮申すやうふかくのこのばらかなこれほどの悦びをばわらへかし、いかにやくそくをばたがへらるゝぞと申せし時、江のしまのかたより月のごとくひかりたる物まりのやうにて辰己のかたより戌亥のかたへひかりわたる、十二の夜のあけぐれ人の面もみへざりしが、物のひかり月よのやうにて人々の面もみなみゆ、太刀取目くらみたふれ臥し兵共おち怖れけうさめて一町計りはせぬき、或は馬よりおりてかしこまり或は馬の上にてうすくまれるもあり、日蓮申すやういかにこのばらかゝる大に禍なる召人にはとをのくぞ近く打ちよれや打ちよれやとたかゝるとよばれどもいそぎよる人もなし、さてよあけはいかに頸切べくわいそ

ぎ切るべし、夜明なばみぐるしかりなんとす、めしかごもどかくのへんじもなし、はるかばかりありて云くさがみいちと申すところへ入らせ給へと申す、此れは道知る者なしさきうちすべしと申せどもうつ人もなかりしかば、さてやすらうほどに或る兵士の云くそれこそ、の道にて候へと申せしかば、道にまかせてゆく、午の時許りにほちと申すところへゆきつきたりしかば、本間の六郎左衛門がいへに入りぬ、さけとりよせてものぶごものにのませてありしかば、各々かへるとてかうべをうなだれ手をあさへて申すやう、このほどはいかなる人にてやおはすらん、我等がたのみて候阿彌陀佛をそしらせ給ふどうけ給はばにくみまいらせて候つるに、まのあたりおがみまいらせ候つる事ごもを見て候へば、たうとさにとしごろ申しつる念佛はすて候ぬとてひうちぶくろよりすゞこりいだしてすつる者もあり、今は念佛申さずとせいせうをたつる者もあり、六郎左衛門が郎従等番をばうけとりぬ

次は報恩抄

去る文永八年九月の十二日に頸を切らんとす、最勝王經に云く、悪人を敬愛し善人を治

罰するに由るが故に他方の怨賊來て國人喪亂に遭ふ等云々、大集經に云く、若は復た諸の刹利國王あつて詐の非法を作し世尊の聲聞の弟子を惱亂し若は以て毀罵し刀杖もて打斫し及び衣鉢種々の資具を奪ひ若は他の給施せんに留難を作さば我等彼をして自然に他方の怨賊を卒起せしめ及び自の國土も亦た兵起り病疫飢饉し非時の風雨鬪諍言訟せしめ又た其王も久しからずして當に己が國を亡失すべし等云々、此等の文のごときは日蓮この國になくば佛は大妄語の人阿鼻地獄はいかで脱れ給ふべき云々

其次は下山御消息

而るに日蓮が出現して一切の人を恐れず、身命を捨て、指して申さば賢なる國主ならば仔細を聞き給ふべきに、聞きもせず用ひられざるだにも不思議なるに、剩へ頸に及ばむとせし事は存外の次第なり、然らば大惡人を用ゆる大科正法の大善人を耻辱する大罪、二惡鼻を竝べて此國に出現せり云々

其次は波木井殿御書

文永八年辛未九月十二日には頸の座に登り相摸り龍の口へ遣はさる云々

此御文の直ぐ前に、かまくら中の持齊の僧を御供養候事は但だ牛を飼せ給ふにてこそ候へと申したりしかば、日蓮房は鎌倉殿を牛飼と申し候と讒奏申すに依りて云々の御文もあれば、是も龍の口の事の起りの一因と見て可なりであらう

それは兎に角に龍の口の事は其外の御書に夥多あつて掲載に煩はし、殊に「日蓮と申す者は龍の口にて頸を刎られぬ、今は魂魄此佐渡ヶ島へ來りて」云々の御書もあれば、いかに龍の口の事を重んぜさせ玉ひたかは粗ぼ窺ひ知ることが得られやう

要するに龍の口の御事は徳川家康の爲には關ヶ原、日蓮聖人の爲には凡聖の岐嶺、左れば之を御難として憐愍に恕ふるのは大なる不敬と云ふべきか「これほどの悦びをばわらへかし」の御文の意を深く考究せねばならぬ

著者常に戯れて曰く、何うしても日蓮聖人に眞似の出來ぬ事が二つある、其外の事は千萬分の一は眞似して居るけれども、七堂伽藍の大坊に壹千町の田地を添て寄進せんと云ふ者のなき是れ一、念佛無間の法門も三十年振り廻し、時には數十名の暴徒に襲はれて一命も將に危からんとせしとが二度や三度やはあるけれども、未だ頸の座に直れど云ふ

者のなき是れ二、一は欲しくはないが二は直つて見たい
本化の再誕と謠はれんが爲に直つて見たいのではない、全くは臭い頭を法華經に供養せ
んが爲である、有体に云は、砂と金、石と珠と交換したいと思ふ大慈心からだ、ナニニ
靈魂が不生不滅ならば現世も未來も異つた事はない、爰に至つて戯れではなくて本性だ
、本性でなければ日蓮聖人の後を逐ふて同じ唱題の人に迄も憎まれつゝ三十年の月日
は一日の如くに逐つ徹せるものでない、嗟乎

第三十六席 龍口雜記

日朗及び金吾等

末法の世に出て法華經を弘通する時は、必らず三類の強敵が襲ひ來つて行者を苦しめる
とは、已に釋尊カ之を迹化の菩薩を卻けて本化の肉身に附屬し玉ひた点に於て明瞭して居
る、然れども人の情は悉く其通りに行かぬもので、動もすれば大義を捨て小慾に就き、大
樂を忘れて小康に走るものだ、左れば日蓮聖人が龍の口で御頸を刎られ玉ふと聞ひては、

鎌倉の信徒中に多く題目を捨て念佛に就た者があつた、雷に信徒のみではない御弟子の中
にも五七人はあつた、御遺文を拜すれば其名も見ゆるけれども今は略して置く

其中に於て特に信念の堅かつた人が二人あつた、一は日朗師、二は四條金吾、日朗師は
是非とも日蓮聖人と共に頸を刎させ玉へと官人に逼つて土の牢に投り込まれ玉ひた、四條
金吾は切腹して冥途の御供せんとて日蓮聖人に叱られた、一は土籠御書、一は四條金吾殿
御消息、今は先づ土籠御書より始めて四條金吾殿御消息に及ぼさう

日蓮は明日佐渡國へまかるなり、今夜のさむさに付ても、ろうのうちのありさま思や
れていたはしくこそ候へ、あはれ殿は法華經一部を色心二法共にあそばしたる御身なれ
ば、父母六親一切衆生をもたすけ給べき御身也、法華經を餘人のよみ候は口ばかりこと
ばばかりはよめども心はよまず、心はよめども身によまず、色心二法共にあそばされた
るこそ貴く候へ、天諸童子以爲給使刀杖不加毒不能害と説れて候へば別の事はある可
らず、籠をばし出させ給候はゞとく々きたり給へ、見たてまつり見えたてまつらん、
恐々謹言

文永八年辛未十月九日

肥後殿

百九十

日

蓮 (花押)

(日朗師の御事、第十二席鎌倉觀望に在り)

度々の御音申しつくしがたく候、さてもさても去十二日の難のとき、貴邊たつのくちまでつれさせ給ひ、しかのみならず腹を切らんと仰せられし事こそ不思議とも申ばかりなけれ (中略) かゝる日蓮にともないて法華經の行者として腹を切らんと給事、かの弘演が腹をさいて主の懿公がきもを入れたるよりも百千萬倍すぐれたる事也、日蓮靈山にまいりてまづ四條金吾こそ法華經の御故に日蓮とおなじく腹切んと申し候なりと申し上べくぞ (以下略す)

文永八年九月二十一日

四條金吾殿

日

蓮 (花押)

此兩人の事蹟は實に日蓮聖人の御爲には智慧の弟子、清淨の檀越と云ふべきであらう、然れども法華經の上から評せば是等の事は當然である、師匠と共に一身を擲んとするは弟

子の本領、法華經に對して一命を供養するの大覺悟あべるきは信徒の本分である、左れども其事が常に世に行はれぬ、爰を以て法華經の弘通が必要となるのだ

轉じて又た爰に蒙古の事を講述すれば、今年九月は忽必烈の爲には參謀總長とでも云ふべき趙良弼が二十四人で筑前の今津に來つた、是は今まで幾度も復讐の催促に使役を送つたけれども、我國は頑として是に應じなかつたが爲に、彼は今回は是非とも云ふので此大任に當る人を撰んだ、時に趙良弼は自ら其任に當らんと云ふ、忽必烈は大事な人だから萬一の事があつてはどて之を拒んだ、趙良弼は強て當らんと請ふた、忽必烈は三千の兵を引卒せしむるを以て之を許した、趙良弼は之をも辭して廿四人で來つたのだ

趙良弼は二十四人で來つて太宰府に之を告げ、自ら京都に入らん事を請ふた、太宰府は之を許さぬ、趙良弼は強て之を請ふた、爰に於て太宰府は確答を得せしむるを條件として其催促の状を呈せん事を請ふた、彼は之をも拒んで其膽本を與へた

太宰府は是に副書して之を鎌倉に送つた、執權時宗は之を朝廷に奉送したのみで遂に答書せぬ、此間四ヶ月、彼は月明に乗じて博多界限の地理を測量した、是が発覺して彼が對

百九十一

馬まで送致せられたのが全十二月であつた、因みに、蒙古が支那の大半を征服して國號を元と改めたのが此年であつた

私に曰く、趙良弼の此行、強て復讐を逼らん爲であつたが如に諸書に見ゆるけれども

、恐らくそれは口實で、其實筑前より京都に入る地理を見究んが爲であつたらう、博多

界限の測量が即ち此事を語つて居るが如に思はれる

朝廷は此狀を得て更に驚かせ玉ひ、大廟に之を奉告して其難を攘はんとし玉ひた外に、

各神社及び寺院に同事を以て祈禱せん事を命じさせ玉ひた

翻つて國內の事を講述すれば、前執權北條時頼は長兄式部太輔時輔を斥けて二弟相摸守

時宗を以て執權職を襲はしめたので、時輔は大に是に不平を懷き、時宗を討て己れ是に代

らんと、京都の六婆羅に在て窃かに諸侯と之を謀りつゝあつた、鎌倉在住の諸侯にも同意

する者があつて今にも兩地は修羅の巷とならんとして居た

日蓮聖人は文應元年七月、立正安國論を以て已に此内憂外患を豫言し、大に北條家に警

告を與へて居させ玉ふ、所謂自界反逆と他國侵逼との二難がそれだ、時に他國侵逼難はそ

れより九ヶ年の後、即ち文永五年正月蒙古の驍狀となつて豫告的に現はれて來た、今また
た自界反逆難は北條家の相續争ひとなつて將に現はれんとす、聖人の龍の口の時は全く間
一髮の時であつた

それでも日蓮聖人は敵たるべき人を怨ませ玉はなかつた、種々御振舞御書に

日蓮が佛にならん第一のかたうごは景信法師には良觀、道隆、道阿彌陀佛と平ノ左衛門

尉、守殿ましまさずんば、争でか法華經の行者とはなるべきと悦ぶ云々

法華經第十二提婆品には、提婆達多が善知識なるが故にと説て、釋尊は大に提婆を讚歎し

て居させ玉ふ、尤も是は其時の提婆達多ではなくて過去の阿私仙人の事なれども、此阿私

仙人が今の提婆達多であると後に説てあれば、矢張り均しく提婆達多で、要は彼が敵對し

て呉れたから我の光りが強く發したと云ふ意味だ、日蓮聖人の此御言も意味は是と同一だ

、陰に陽に御身を失はんとした外に何等少しの同情心のなかつた彼等だが、其御身を失は

んとした事が朴和となつて、法華經の行者と云ふ夜光の璧が出来あがつたのだ

要するに己れに反する者を恨むのは少人、己れに敵する者を砥石として己が心を磨ぐ者

は大人、君子や聖人やはその以上だ、少人の心を以て、淺慮の見を以て君子や聖人やを量る
 抑も是れ陥れるの始めだ、況や日蓮聖人の君子聖人以上なるに於てをや
 偶感、日朗上人と四條金吾と、只だ此十籠御書と四條金吾殿御消息とだけで已に師弟及
 び師檀の情義が溢れて居る、左れば其餘の聖人が彼等に對し玉ひた御書、拜する度に著
 者は涙に咽ぶ
 若し此情義が今の師弟及び師檀の間に行はれて居たならば、首題の光明が如何に世に輝
 くのであらう、著者が常に嘆く所は是である、ア、君はづかしかしめらるれば臣死すとの格
 言は、全く法華經より出て居ると承つて居るのに、さるにても今の師弟及び師檀の關係
 が、なせに斯くも薄弱であるのだらう、噫

●第三十七席 星 下り

後の明月

昨夜龍の口では不思議の事があつて日蓮聖人よりも、聖人を失はんとした人が却て慌て



星 下り 御 靈 蹟 妙 純 寺

騒いで、到々手の下し様がなく其場は終つ
 た、左れども一旦斬罪を宣告した手前、今ま
 更ら此不思議があつたからとて無罪放免と勝
 手に再宣告もならぬ、そこで何うせうくの
 結果が兎に角に餘りに人目だ、ぬ依智に忍ば
 せて置いて、其中に何とか處置を付やうではな
 いかと云つたが如な事となつた、それで本間
 六郎左衛門に預けたのだ
 是が文永八年九月十三日、御書を拜見すれ
 ば此日正午頃の御着であつたらしい、左れば
 是よりは聖人も役人も、昨夜は一眠りもしな
 かつたから華胥の旅行であつたらう
 そんな事は何うでも可い、昨夜は龍の口に

のみ不思議があつたのでなくて、執權時宗の寢所に却て大不思議があつた様子だ、行合川の古事、信濃判官の立文、さう判然とは史的御書には見へぬけれども、慥かに有たらしく思はれる御書は他に幾干もある、其上に例の種々御振舞御書には斯う云ふ事がある、抄録して見やう

十四日卯の時に十郎入道と申すもの來りて云く、昨日の夜の戌の時計りにかうごのなるさわざあり、陰陽師を召して御うらなひ候へば、申せしに大に國みだれ候べし此御房御勘氣のゆへなり、いそぎく召しかねさずんば世の中いか候へかるらんと申せばゆるさせ給へ候と申す人もあり、又た百日の中に軍あるべしと申しつればそれを待つべしども申す云々（此中かうごのどあるは時宗の事なり）

左れどもそれは翌日の注進、これは今夜十三日、世に後の明月とて貴む月夜なり、殊に今は懸る雲もなく皎々と照り渡つて見へければ、日蓮聖人は餘りの澄み様で却て心憎げに思し玉ひたのか、獨り大庭に下りたちて月に向はせ玉ひ「種々御振舞御書」

九月十三日の夜なれば月大にはれてありしに夜中に大庭に立ち出て月に向ひ奉りて、自

我偈少々よみ奉り諸宗の勝劣法華經の文あらく申して、抑も今の月天子は法華經の御座に列りまします名月天子ぞかし、寶塔品にして佛勅をうけ給ひ囑累品にして佛に頂をなでられまいらせ、世尊の勅の如く當に具に奉行すべしと誓狀をたてし天ぞかし、佛前の誓ひは日蓮なくば虚しくこそおはすべけれ、今かゝる事出来せばいそぎ悦びをなして法華經の行者にもかはり佛勅をもはたして誓言のしるしをばとげさせ給ふべし、いかに今しるしのなきは不思議に候ものかな、何なる事も國になくしては鎌倉へもかへらんとおも思はず、しるしこそなくともうれしがほにて澄渡らせ給ふはいかに大集經には日月明を現せすとどかれ仁王經には日月度を失ふとか、れ最勝王經には三十三天各々瞋恨を生ずとこそ見え侍るに、いかに月天くどせめしかば、其驗しにや天より明星の如くなる大星下りて前の梅の木の水の枝に懸りてありしかば、兵士ども皆椽より飛びおり或は大庭にひれふし或は家の後へにげぬ、やがて即ち天かき曇りて大風吹き來て江の島のなるどて空のひく事大なるつゝみを打つが如し

次は波木井殿御書

明る十三日の夜ふけ方に不思議現す大星下りて庭の梅の枝に懸りき
 斯う見た所で虎の威を假る狐武士、平ノ左衛門頼綱は何とかして日蓮聖人を失はんとて、
 到々むまぐ己が手製の網に入れて、龍の口までは引出したけれども、邪は正に勝つ能はざ
 る最後の場合、此處にも不思議、彼處にも不思議、不思議の不思議せめて、今は己が
 一命を危ぶまねばならぬ破目に陥つてハテ困つた、殺さうにも殺されず、左ればとて此儘
 の放免も天下の政道に威勢なきが如しと、とつおいつ評定の末が佐渡國へ流罪、それと決
 して改めて宣告せし迄の間が全く四周間、其も法律的でなくて恐縮的、例の種々御振舞御
 書の前の續きに左の御文がある

追状に云く此人はとがなき人なり、今しばらくありてゆるさせ給ふべしあやまちしては
 後悔あるべし云々

尤も此追状は鎌倉での評状中本間六郎左衛門が不在中の代官本間右馬之丞が預かつて居る
 事なれば、其右馬之丞に對しての注意なるべけれども、兎に角に今は鎌倉では日蓮聖人の
 處置に困つて居ると云ふ事だけは見きわめ得られやう

時に又た一方の良觀等が連中、十二日の夕刻は欣喜踊躍して悦んだのに其夜の不思議で
 風もやうが變つて來て、聖人は何うやら鎌倉に歸らせ玉ふけしきが見へ出したので、又も
 一策を按し出して闇殺と放火、是は聖人の弟師等が所爲と云ひ觸して罪を聖人に嫁せんと
 の手段、同じ種々御振舞御書に

依智にして二十餘日其間鎌倉に或は火をつける事七八度或は人をころす事ひまなし、讒
 言の者共の云く日蓮が弟子共の火をつくる也とさもあるらんとて、日蓮が弟子等を鎌倉
 に置くべからずとて、二百六十餘人にしるさる皆な遠島へ遣すべし、ろうにある弟子共
 をば頸をはねらるべしと聞ふ、さる程に火をつくる者は持齋念佛者計りの事なり、此由
 はしげればかゝす云々

尙ほ是は後の事だけれども、序でなれば掲げんに波木井殿御書の
 かまくらにては念佛者禪律真言等が一同にそしよ申して何れにも日蓮を鎌倉へかへさ
 め様にと計らひ、極樂寺の良觀房も武藏ノ前司殿の私の御教書を申し下して弟子に持せ
 て佐渡國へ渡して怨をなす云々

の一節である、邪を正として行はしめんとするには種々の工面工風が必要であらうけれども、左るにても彼等が此大卑劣策、之を前席にも掲げた種々御振舞御書の「日蓮が佛になれる第一のかたう人は良觀房等である」との御大量に比せば人格としては何れだけの高下があるだらうか、恐らくは人と犬と程の相違があるだらう

其事は講者の判断に譲つて本稿は之を上巻として一段を告げやう、佐渡前と佐渡後とを分つのは御書を研究する上の心得のみではない、御事蹟に就ても亦た其心得がなければならぬ、但し龍の口を佐渡前に屬せしむれば威光の乏しきを示す如なれども、講釋師の「後明晩の」口調は使ひたくないが爲に今は佐渡前の部に屬せしめた、委細の事は後篇の始めに記述して其事由を明かにしやう

資料研究 日蓮聖人 前編終

大正三年九月十七日印刷
大正三年九月二十日出版

上下合巻 金壹圓廿錢



發行所	大阪市北區伊勢町十九番地
編輯人	兼 渡邊 隆
印刷人	大阪市東區館屋町二丁目五十一番地
發行所	大阪市北區伊勢町十九番地
印刷所	あきむ社印刷部

325
229

◎本書品切の處、今回第八版出來したり
通日蓮宗綱要 袖珍クロス表装
 ○紙數百四十餘頁

此珍書を起稿し已に發行したり目錄は
 ○筆はじめ○本宗の起原○本宗の沿革○本宗
 の分派○本宗の法脈○本宗の宗祖○本宗の依
 經○本宗の宗名○本宗の弘教○本宗の行法○
 本宗の利益○本宗の宗致○本宗の証果、書お
 さまめ○の十四章より成立たせたり、勿論信徒
 に正眞の安心を興へん爲の熱誠になりたれば
 文章は總て言文一致體、又た總平かな付にし
 て小學生にも尙ほ解讀し易きに備へたり
 紙クロス表装金拾貳錢郵税金貳錢着金次
 第に發送す
 但し施本用には割引の御相談に應ず

發行所 大阪北區伊勢町一九
何ぞ社
 販賣店 大阪南區心齋橋鹽町 矢島誠進堂
 同 同東區心齋橋安土町 加賀善書店
 同 西京東洞院三條上ル 村上勘兵衛

日蓮主義 專門雜誌 **何ぞ社** 毎月一回づ、發行
 正價郵利共金五錢

發行日は毎月二十八日、本月は第三十
 四號、文章平易、總かな付、本化門下
 各宗の大家は多く寄書家なり

本誌は六百年前の日蓮聖人を六百年後の
 現代に呼び起し、更に末法萬年の外盡未
 來際までも其御餘光を輝さんとするを理
 想とせし本化門下唯一の大雜誌なり

十二回分前金五拾錢、見本は最近發行の
 分一部を限り往復はがきにて送付す

大阪市北區伊勢町十九番地

何ぞ社
 振替大阪二一九九八番

3288



終